

第3 阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱い関係

平成7年2月27日付課法2-1ほか2課共同「阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 別紙様式

改正後					改正前						
別紙様式2 災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書					別紙様式2 災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書						
		事業年度	法人名				事業年度	法人名			
災害のあった日	1	平	期首現在額	9	円	災害のあった日	1	平	期首現在額	9	円
同上の日から1年を経過する日	2	平	型当期取崩額	修繕等をした場合の取崩額	10	同上の日から1年を経過する日	2	平	型当期取崩額	修繕等をした場合の取崩額	10
修繕等が遅れた場合の最終取崩事業年度	3	平		同上以外の場合による取崩額	11	修繕等が遅れた場合の最終取崩事業年度	3	平		同上以外の場合による取崩額	11
当	4	円	額	計	12	当	4	円	額	計	12
期	5			差引期末現在額	13	期	5			差引期末現在額	13
同上のうち保険金等により補てんされた金額	6		の計	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	14	同上のうち保険金等により補てんされた金額	6		の計	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	14
全額取崩事業年度における取崩額	7			期中において益金の額に算入すべき金額	15	全額取崩事業年度における取崩額	7			期中において益金の額に算入すべき金額	15
要取崩額 [(4)-(5)又は(6)]と[(9)-(14)とのいずれか少ない金額	8		算	期末災害損失特別勘定残高 (13)-(14)-(15)	16	要取崩額 [(4)-(5)又は(6)]と[(9)-(14)とのいずれか少ない金額	8		算	期末災害損失特別勘定残高 (13)-(14)-(15)	16
益金算入額 (7)-(12)+(延長確認申請書の「3」)							益金算入額 (7)-(12)+(延長確認申請書の「3」)				
当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細											
被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目					被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地						被災資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目						構造、設備の種類及び細目				
	修繕等の工事の名称等	17						修繕等の工事の名称等	17		
同上の修繕等の工事期間	18	平				同上の修繕等の工事期間	18	平			
同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額	19	円	円	円	円	同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額	19	円	円	円	円
同上のうち当期において損金の額に算入した金額	20					同上のうち当期において損金の額に算入した金額	20				

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は、法人が平成7年2月27日付「阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」通達に定めるところにより災害損失特別勘定の繰入れをした事業年度後の事業年度において災害損失特別勘定の金額を有する場合に記載します。</p> <p>2 「災害のあった日1」には、被災資産について災害のあった日を記載します。</p> <p>3 「災害のあった日から1年を経過する日2」には、「1」欄に記載した日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成7年1月17日である場合には、平成8年1月17日）を記載します。</p> <p>4 「修繕等が遅れた場合の最終取崩事業年度3」には、「2」欄に記載された日の属する事業年度（以下「修繕完了事業年度」といいます。）終了の日までに「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）に提出した場合に、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度（以下「最終取崩事業年度」といいます。）を記載します。</p> <p>5 「修繕等をした場合の取崩額4」には、当期が修繕完了事業年度（最終取崩事業年度の確認を受けた場合には、最終取崩事業年度。以下「全額取崩事業年度」といいます。）前の事業年度である場合に、「20」欄の合計額を記載します。</p> <p>6 「同上のうち保険金等により補てんされた金額5」には、災害損失特別勘定の繰入れをした事業年度の翌事業年度から当期末までに、被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補てんされた金額がある場合に、その補てんされた金額のうち「4」欄の修繕費用等の額に充てた金額を記載します。</p> <p>7 「全額取崩事業年度における取崩額6」には、当期が全額取崩事業年度である場合に、前期の期末災害損失特別勘定残高を記載します。</p> <p>8 「益金算入金額8」には、当期が修繕完了事業年度である場合に、最終取崩事業年度の確認を受けた「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」の</p>	<p>(同左)</p> <p>「当期中において益金の額に算入すべき金額3」に記載する金額があるときは、その金額に相当する金額をこの欄の金額に含めて記載します。</p> <p>9 「期首現在額9」には、当期首現在における法人計算による災害損失特別勘定の金額を記載します。</p> <p>10 「当期取崩額」の各欄は、法人計算による修繕等をした場合の取崩額等を記載します。</p> <p>11 「減算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額14」には、前期以前において繰入限度超過等によって益金の額に算入した金額を記載します。</p> <p>12 「当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細」の各欄は、当期が全額取崩事業年度前の事業年度である場合に、次により記載します。</p> <p>(1) 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。          なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「19」欄及び「20」欄に記載することができます。</p> <p>(2) 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。          イ 「修繕等の工事の名称等17」には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。          ロ 「同上の修繕等の工事期間18」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。</p> <p>(3) 「同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額19」には、「18」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額（見積額を含みます。）を記載します。          なお、修繕費用等とは「阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」通達の2の(2)に掲げる費用をいいます。</p> <p>(4) 「同上のうち当期において損金の額に算入した金額20」には、「19」欄に記載された金額のうち、当期において損金の額に算入した金額を記載します。</p>

改正後

別紙様式 3

災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書

税 務 署 受 付 印  年 月 日 税 務 署 長 殿	納 税 地	電話 ( ) -
	連 絡 先	電話 ( ) -
	(よりがな)	
	法 人 名	
	(よりがな)	
代 表 者 氏 名		印
期 末 現 在 の 資 本 の 金 額 等		円

災害損失特別勘定の繰入れの対象とした修繕等が自 年 月 日 事業年度終了の日までに完了できない事情にありますので、「阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」通達に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度をもって修繕完了事業年度とすることを申請します。

記

被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度	自 年 月 日 事業年度
	至 年 月 日

当期末の災害損失特別勘定の残額	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)	3	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額) - (8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)	4	

翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

名称及び種類又は共通費用の費目				
被災資産の所在地				
構造、設備の種類及び細目				
翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等	5			
同上の修繕等の工事期間	6	円	円	円
同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額	7	円	円	円
翌期以後の保険金等の額	8			

改正前

別紙様式 3

災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書

税 務 署 受 付 印  平 成 年 月 日 税 務 署 長 殿	納 税 地	電話 ( ) -
	連 絡 先	電話 ( ) -
	(よりがな)	
	法 人 名	
	(よりがな)	
代 表 者 氏 名		印
期 末 現 在 の 資 本 の 金 額 等		円

災害損失特別勘定の繰入れの対象とした修繕等が自平成 年 月 日 事業年度終了の日までに完了できない事情にありますので、「阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」通達に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度をもって修繕完了事業年度とすることを申請します。

記

被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度	自 平成 年 月 日 事業年度
	至 平成 年 月 日

当期末の災害損失特別勘定の残額	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)	3	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額) - (8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)	4	

翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

名称及び種類又は共通費用の費目				
被災資産の所在地				
構造、設備の種類及び細目				
翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等	5			
同上の修繕等の工事期間	6	平 円	平 円	平 円
同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額	7	円	円	円
翌期以後の保険金等の額	8			

改正後

改正前

災害損失特別勘定の益金算入時期の  
延長確認申請書の記載の仕方

(同左)

- 1 この延長確認申請書は、平成7年2月27日付「阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」通達に定めるところにより災害損失特別勘定の繰入れをした法人が、修繕完了事業年度（災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度をいいます。以下同じ。）終了の日までに、同通達に定めるところにより最終取崩事業年度（被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度をいいます。以下同じ。）をもって修繕完了事業年度とすることを申請する場合に記載します。
- なお、修繕完了事業年度までに修繕等が完了しなかった理由及び申請をした最終取崩事業年度に修繕等が完了すると見込まれる事情等を適宜の用紙に記載して添付してください。
- 2 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度」には、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により修繕完了事業年度終了の日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額（災害損失特別勘定への繰入額から同日までに益金の額に算入した金額に相当する金額を控除した残額をいいます。以下同じ。）を有している場合において、所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）の確認を受けようとする最終取崩事業年度を記載します。
- 3 「当期末の災害損失特別勘定の残額1」には、当期末における「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「13」欄-「14」欄-（「7」欄-「12」欄）に相当する金額を記載します。
- 4 「修繕費用等の見込額2」には、翌期首から最終取崩事業年度終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「7」欄の合計額から「8」欄の合計額を控除した残額を記載します。
- 5 「当期中において益金の額に算入すべき金額3」は、「1」欄の金額から「2」欄の金額を控除した残額を記載しますが、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を当期の「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「益金算入額8」欄の金額に含めて記載することになります。
- 6 「翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。
- なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「7」欄及び「8」欄に記載することができます。
- (2) 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によります。
- イ 「翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等5」には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。
- ロ 「同上の修繕等の工事期間6」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
- (3) 「同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額7」には、翌期首から最終取崩事業年度終了の日までに支出することが見込まれる「6」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。
- なお、修繕費用等とは次の費用をいいます。
- イ 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用
- ロ 被災資産の原状回復のために要する費用（法人が、被災資産の被害前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために要する費用を含みます。）
- ハ 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
- ニ 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用
- (4) 「翌期以後の保険金等の額8」には、翌期以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補てんされると見込まれる金額がある場合に、当該補てんされると見込まれる金額（災害損失特別勘定の繰入れをした事業年度の翌事業年度以後に収受した保険金等のうち「7」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。